

学会等の会合開催費用における 自己資金過半の考え方

一般に、学会等の会合開催は、主催者である学会等が会員の会費で運営するものであり、そのためには企画・活動に見合った会費を徴収するものと認識されております。

しかし、何らかの事由により会員からの会費だけでは開催が困難である場合に、製薬企業は寄附金の要請を受けることがあります。その場合に、製薬企業が寄附に応じる理由は、医学・薬学の発展に寄与するなど、社会貢献活動の一環として考えているからです。このような場合であっても学会等の団体の主体的運営の観点から自己資金^{注1}が会合開催費用^{注2}の過半を占めるのが当然と考えています。

仮に、会合開催費用の過半が寄附金で賄われていると、製薬企業の拠出する寄附金が「寄附本来の趣旨」を逸脱して、当該団体に対する過剰な援助とみなされるおそれがあります。

医学・薬学以外の学会等では、会合開催費用を原則として自己資金で賄っているのが実態です。社会一般から誤解を招かないためにも、少なくとも会合開催費用に占める自己資金の割合を50%超としていただきますようお願いいたします。

なお、会終了後、速やかに決算報告書を寄附金拠出企業にご提出ください。

注1：自己資金とは、会費、繰越金、上部団体等の補助金等をいい、広告料、展示料等その他の資金も含まれます。(寄附金以外の資金をいいます)

注2：会合開催費用とは、交通費、宿泊費、懇親会費、弁当代などの参加者個人が自己の費用として負担すべき費用(個人費用)を除いた会場費、印刷費、機材費などの会合開催に必要な費用をいいます。

収入の部		支出の部	
参加費 (30,000 × 300 名)	900 万円	会場費	1,200 万円
懇親会費(10,000 × 300 名)	300 万円	懇親会	300 万円
広告	100 万円	印刷・通信費等	100 万円
寄附金	500 万円	人件費・管理費等	200 万円
合計	1,800 万円	合計	1,800 万円

自己資金 1,300 万円から個人費用 300 万円を引いた 1,000 万円が、会合開催費用 1,500 万円(支出総額 1,800 万円から個人費用 300 万円を引いた費用)の過半(750 万円超)となっています。



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3丁目7番2号

TEL : 03-3669-5357 (代表) FAX : 03-3669-3839

URL : <http://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

平成22年8月作成